

江東区一般廃棄物処理基本計画

概要版



計画策定の背景

(1) 計画の目的

- 一般廃棄物処理基本計画とは、一般廃棄物の処理責任を負う区が本区区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画です。
- 平成29年3月に改定してから5年が経過し、その間、清掃リサイクル事業を取り巻く状況の変化や、国・東京都の計画の改定や法整備等に対応するため改定します。

(2) 計画期間

- 計画期間は令和4年度を初年度として、令和13年度までの10年間とし、概ね5年ごとに改定します。



資源・ごみ量の排出状況

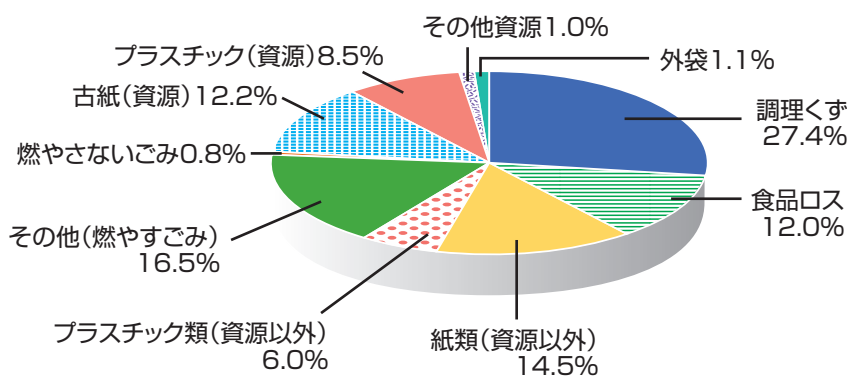
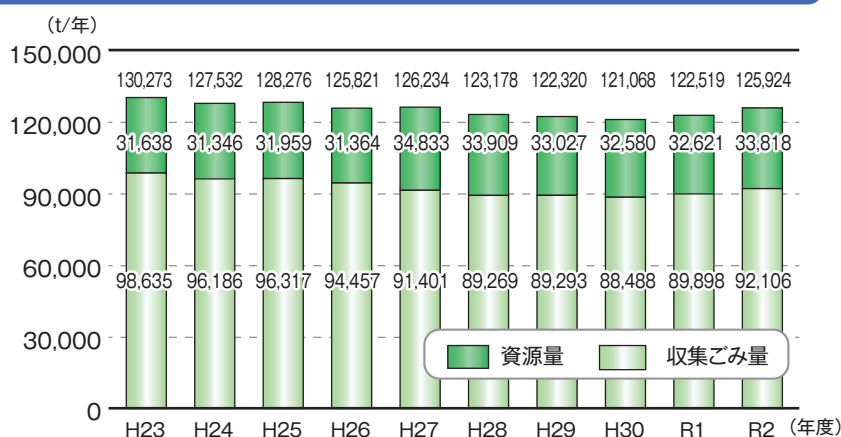
(1) 区収集ごみ量と資源回収量の推移

直近10年間の区収集ごみ量と資源回収量の総量は、年度により増減はあるものの、減少傾向が続いていました。

令和元年度からの増加については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うテレワークの実施等により在宅時間が増加したことが影響していると考えられます。

(2) 家庭ごみの燃やすごみの組成割合

令和3年度ごみ組成分析調査によると、家庭ごみの燃やすごみの中には21.7%の資源化可能物が含まれています。集積所回収をしている古紙や容器包装プラスチックなどの資源について、分別を徹底することが必要です。





基本的な考え方

基本理念

持続可能な資源循環型地域社会の形成

基本方針 1 区民・事業者・区の情報共有と連携の強化

すべての区民・事業者が資源循環型地域社会への理解を深め、適切な役割分担の下で自ら積極的に行動しなければなりません。

基本方針 2 リフューズ・リデュース・リユース・リペアの推進

資源循環型地域社会の実現に向けて、区民・事業者は4Rに取り組み、区は区民・事業者が4Rに取り組みやすい環境整備を進めます。

基本方針 3 環境負荷低減効果を考慮したリサイクルの推進

新たなリサイクル施策を検討する際には、環境への影響や費用対効果を考慮して、導入の是非を検討します。

基本方針 4 安全・安心なごみの適正処理

5Rを推進しても、なお、ごみとして処理をしなければならないものは、できるだけ環境に負荷を与えないように配慮しながら、適正かつ衛生的に処理をしていきます。

スローガン

もったいない、一人ひとりの行動が、地球を守る、未来を変える



目標値

基本指標 1 区民1人当たり1日の資源・ごみの発生量 令和2年度 656 g/人日 → 令和13年度 561 g/人日

基本指標 2 区民1人当たり1日の区収集ごみ量 令和2年度 480 g/人日 → 令和13年度 391 g/人日

基本指標 3 資源化率 令和2年度 27.2% → 令和13年度 30.7%

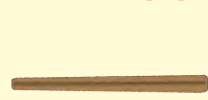
基本指標 4 大規模建築物事業者の再利用率 令和2年度 71.73% → 令和13年度 74.70%

Q どれくらいごみを減量すればよいですか？

令和13年度の目標を達成するためには、区民1人当たり1日に89gのごみを減らす 必要があります。

89g

はどれくらいでしょうか。



割りばし 5g



A4用紙 1枚 4g



お菓子の袋 5g



おにぎり 100g

- 使い捨てではなく、繰り返し使える物を使用しましょう。
- 汚れていない紙は、燃やすごみではなく、古紙として資源に出しましょう。
- 容器包装プラスチックは、サッと洗って容器包装プラスチックの日に出しましょう。
- 食べ残しを減らすことでごみの量を減らせます。



基本方針に基づく具体的施策

重点施策 1 食品ロスの削減（食品ロス削減推進計画）

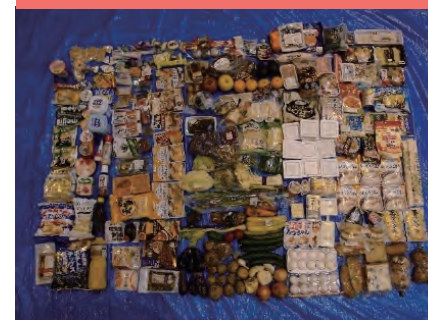
家庭ごみの燃やすごみ量

51,483 t/年

そのうち食品ロスは

6,178 t/年

ごみに含まれる未利用食品



食品ロスを削減するためには、区民・事業者・区がその重要性を理解し、それぞれが主体的にライフスタイルや事業活動を変えていくことが必要です。

具体的施策

1 食べきり協力店の拡充

4 フードシェアリングアプリ等の活用

2 フードドライブ*とこども食堂との連携

5 おうちサルベージの取り組みの呼びかけ

3 学校給食から発生する食品ロス対策

6 生ごみ減量の推進

区民の役割と行動

- 食品ロスに関する情報収集と学習
- 食材は必要な分だけ購入し、有効に利用し、食べきる
- 飲食店では食べられる量だけ注文し、残さず食べる
- 食べ残しは持ち帰る
- どうしても出てしまった生ごみは堆肥にする

事業者の役割と行動

- 生ごみの減量やリサイクルの推進
- 飲食店は食べ残しが出ないように工夫する
- 飲食店や食品販売店は、調理くずを出さないように、調理方法などを工夫する
- 食品販売店は、売れ残りや規格外商品をフードバンク*に引き渡す
- ロスが出ないように予約購入制等の採用

※フードドライブ:家庭で余っている食品を持ち寄り、フードバンク団体等を通じて、広く福祉団体や施設などに提供する活動。
 ※フードバンク:企業や個人から食品の寄贈を受け、支援団体や施設を通すなどして生活に困った人に届ける取り組み。

重点施策 2 プラスチックの資源循環

容器包装プラスチックとして回収可能なもの

5,050 t/年

そのうち容器包装プラスチックとして分別回収しているものは

1,818 t/年 (36.0%)

プラスチックごみ問題の解決には、リフューズ(断る)、リデュース(発生抑制)などの4Rが基本です。区民・事業者・区が連携し、プラスチックをできるだけ使わない新しいライフスタイルへの転換が必要です。

具体的施策

1 区民・事業者への働きかけ

4 製品プラスチックの資源化の検討

2 容器包装プラスチックの分別回収の継続

5 区役所での率先した取り組み

3 発泡トレイ・発泡スチロールのリサイクル

区民の役割と行動

- プラスチックごみ削減のための情報収集と学習
- プラスチックを使用しない製品の購入
- プラスチック製品を購入した場合は、なるべく長く使用する
- 容器包装プラスチックと発泡スチロール・発泡トレイは正しく分別、排出する

事業者の役割と行動

- 適正な包装を行い、プラスチックの使用を減らす
- プラスチックを使用しない製品の購入
- 生分解性プラスチックやバイオマスプラスチックなど環境性能が認められた製品の選択
- 過剰な包装などの削減
- 使い捨てのプラスチック食器類の廃止



施策の体系

重点施策

食品ロスの削減（食品ロス削減推進計画）
プラスチックの資源循環

基本方針 1

区民・事業者・区の情報共有と連携の強化

5Rによるごみ減量の取り組みやごみの適正処理についての理解の促進

区民・事業者への情報発信 / こどもに対する環境教育 / 環境学習情報館（えこっくる江東）を拠点とした環境学習の推進や情報発信、交流 / 区の率先行動

適切な役割分担の下で連携する関係の構築

区民・事業者の自主的な取り組みの促進 / 拡大生産者責任の徹底

基本方針 2

リフューズ・リデュース・リユース・リペアの推進

リフューズ（断る）・リデュース（発生抑制）の取り組み

区民による取り組みの促進 / 事業者による取り組みの促進 / 区の率先行動（チーム江東・環境配慮推進計画に基づく取り組み） / 発生抑制をより効果的に推進するための施策

リユース（再使用）・リペア（修理）の取り組み

区民・事業者による取り組みの促進 / 区の率先行動（チーム江東・環境配慮推進計画に基づく取り組み）

基本方針 3

環境負荷低減効果を考慮したリサイクルの推進

リサイクルの取り組み

区民による取り組みの促進 / 事業者による取り組みの促進 / 区の率先行動 / 安定したリサイクルシステムの推進

基本方針 4

安全・安心なごみの適正処理

家庭ごみの適正排出の推進

適正な排出を促進するための取り組み

事業系ごみの適正処理の推進

適正な処理を促進するための指導 / 事業用大規模建築物の所有者等への対策 / 区収集を利用する小規模事業者への対策 / 事業者責任の徹底 / 一般廃棄物処理業者（許可業者）による適正処理の確保

効率的で人と環境にやさしい収集運搬

高齢者等への支援（ごみ出しサポート事業） / 環境負荷の少ない車両の使用 / 安全なごみ・資源の収集・回収 / 効率的な収集体制の確保

適正な中間処理、最終処分の確保

適正な中間処理と関係者の連携 / 適正な最終処分と処分場の延命化

大規模災害による災害廃棄物の適正処理体制の整備

災害廃棄物処理計画の策定 / 東京都、清掃一組、他区との連携 / 関係事業者との連携

江東区一般廃棄物処理基本計画（概要版）



江東区

印刷物登録番号(3)102号
令和4年3月発行

江東区環境清掃部清掃リサイクル課
江東区東陽4-11-28

電話03(3647)9181(直通)